

令和 8 年度
税制改正要望事項

一般社団法人 静岡県法人会連合会

令和 8 年度税制改正要望事項

総 論	……………	1 頁 ～ 2 頁
基 本 事 項	……………	3 頁 ～ 1 4 頁
個 別 事 項	……………	1 5 頁 ～ 2 5 頁

[要望事項の項目]

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 法人の税負担のあり方 | 2. 所得課税のあり方 |
| 3. 相続・贈与税制のあり方 | 4. 地方税制のあり方 |
| 5. 消費税制のあり方 | 6. 印紙税の廃止 |
| 7. 環境税のあり方 | 8. マイナンバー制度の運用 |
| 9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正 | |

令和 8 年度税制改正要望事項

第一 総 論

1. 経済社会の現状と財政改革の推進

現在、わが国経済は、大きな転換期を迎えており、デフレからの完全脱却が視野に入ら
中で、社会・経済活動は、ほぼコロナ禍前の状況に回復してきているものの、「金利ある世
界」への回帰を踏まえ、財政健全化に向けて財政規律回復の緊急性は高まっている。

こうした中、国と地方を合わせた長期債務残高は国際的にも突出しており、経済社会の
構造変化に対応した歳出・歳入の両面の改革を行う必要がある。そのためにも、中小企業
をはじめとする経済の活性化による歳入の増加と、財政支出の削減こそが必要と思われる。

2. 行政改革と規制緩和の推進

遅れている規制緩和の実施と相俟って、公務員数の削減・公務員給与の見直し、国・
地方議員定数の削減、報酬の引き下げ等、行政経費の切り詰めや組織の簡素化・合理化、
さらには民間活力の有効活用は、真っ先に取り組んで欲しい課題であり、取り組みに
あたっては、行政としての数値目標を決めて進めていくべきである。

また、いまだ解決しない天下り問題や天下り先である特殊法人改革と合わせ、自ら
の身を切るような行政改革の早期実現を望むとともに、行政の透明化を図るため、行政
当局による徹底した情報開示および「国と地方の行政のあり方全般を常に監視・チェ
ックし、必要に応じ異議申し立て・是正勧告を行い、あるいはあるべき姿を提言し働き
掛ける」というような機能を持つ第三者機関が是非とも必要である。

地方に根差し全国組織でもある“法人会”は、その第三者機関として最も相応しい
組織であると考えている。

3. 社会保障と国民負担

我が国における少子高齢化の傾向は益々その深刻さを増しており、特に現役世代が
高齢者を支えるという現行の年金制度等の社会保障制度を維持することが極めて
難しくなっている。将来の社会を見据えた「子育て支援」の充実と国民が安心して
老後の生活を持続するための社会保障制度の維持対策に本腰を入れて取り組んでほしい。
また、企業の社会保障費負担の増加は、経営に大きな圧迫を強いており、とくに、中
小企業への過度な負担を抑え、経済成長を阻害しないような税と一体となった制度の
確立が求められる。更に、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になり始め、介護給付
費が一段と増加することが見込まれる。介護保険制度を持続可能なものとするためにも
給付と負担の見直しは、今後さらに重要であり取り組むべきである。

4. 税制改正の必要性

これまでの活力ある経済を再生し、努力したものが報われる社会を実現するためにも、「公平・中立・簡素の三原則」に基づいた税制への改正を次のとおり要望する。

(1) 中小企業に対する税制改革について

- ①軽減税率の特例の本則化及び租税特別措置の廃止による制度の簡素化と更なる優遇策の拡大を提言する。
- ②事業承継税制について欧米並みに相続税とは独立させることとし、中小企業株式(非上場株式)の評価方法を中小企業の実情に合った見直しとするよう要望する。
- ③法人税制における中小企業の定義(範囲)の維持を要望する。

(2) 個人に対する税制について

- ①課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直すことを要望する。
- ②上場株式等有価証券課税の見直し、また、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化するよう要望する。
- ③給与所得控除・基礎控除等の各種控除をより簡素な控除制度とするよう要望する。
- ④相続税についての課税強化には、国際的な流れとは逆行するため特に反対する。

(3) 少子化対策については、さらに本腰を入れて取り組む必要があり、子ども手当等の給付に代え、無料託児所・無料保育園等環境整備の実施等により実効性あるものへの切り替えを含め、“子ども・子育て新システム”の早期実現を要望する。

合わせて、家族の絆を深め親の世話と子育てを両立しやすい親子三世代以上の世帯の増加・促進のため、税制面での優遇措置が必要と考える。

(4) 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することなく、簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、今後、国の情報システムや地方共通のデジタル基盤、データの利活用等が期待されるため、税制面においても国と地方の手続きの一元化を要望する。

5. 租税教育の充実

そもそも納税が憲法で定められた国民の基本的義務の一つであるということを、国民全体に理解してもらうための租税教育の徹底、特に児童や青少年の世代に租税教育を実施することは、納税意識の向上に大きな効果をもたらすものである。

危惧される納税モラルの低下を防止するためにも、租税教育を含め、税の大切さを理解してもらう活動や制度の充実を要望する。

第二 基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対（外形標準課税）

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(2) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額 800 万円を 1,600 万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率 15% への特例が令和 9 年 3 月 31 日まで延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(3) 同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金 1 億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金 1 億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

(4) 交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、企業規模にかかわらず原則損金算入とすべきである。

(5) 減価償却制度の改善

a. 益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。

また、建物・建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 昨今のインフレ状況を鑑み、取得価額 50 万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とするとともに、損金算入額の上限（合計 300 万円）の枠を廃止し、制度を本則化することを強く要望する。

(6) 役員報酬の取り扱い

- a. 役員報酬は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員報酬の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。

役員報酬は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

- b. 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

物価高騰などにより業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(7) 自然災害等に備えた税制の拡充

中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、特別償却が可能となったが、更にすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(8) 寄附金の損金算入限度について

- a. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄附金（3万円以下）は全額損金として認めること。

- b. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。

また、企業が関わる寄附金は重要な支援であるため、一般寄附金の非課税枠の拡大を強く求める。

(9) 受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(10) 中小企業に対する研究開発税制の見直し

税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるような、簡素な制度への見直しを要望する。

(11) 中小企業の設備投資税制

令和7年度税制改正により中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、新たな設備が追加された。これにより設備等を取得した場合、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除の適用が可能となったが、対象となる設備は取得価格が30万円以上のものなど「一定規模以上のもの」の要件の撤廃と、適用期限の延長を要望する。

(12) オープンイノベーション促進税制の拡充について

オープンイノベーションの促進に係る税制は、重要度の高い税制ではあるものの、より使い勝手の良い税制に改正する必要性があり、利用者の要望に早期に検討・対応されるべきである。

(13) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円以下の中小企業者が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、繰戻し期間の無期限化を要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、“広く、薄く、公平な”税制を実現すべきと考える。

これにより現行に比べ不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(2) 上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については大口株主を除き分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段

階的な税率とし、将来的には総合課税化するよう要望する。

(3) 少子化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。

また、将来的には少子化に歯止めをかけるために「N分N乗方式」等を含め検討が必要であり、大胆な税制上の施策を強く要望する。

b. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

c. 所得税における未婚のひとり親への控除又は寡婦控除は、令和2年改正で見直されているものの、支援措置が十分とは言えないため、所得税の非課税措置を設けるべきである。

(4) 高齢化社会に備えた税制（公的年金課税制度の改善）

a. 公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の進展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。

b. 給与所得と同等額にまで控除額を減らしたとしても、年金受給者兼給与所得者にあっては、双方の控除が可能となる。これは給与のみの場合と比べ公平な負担とは言えない。公的年金を給与とみなすのが困難であれば、それぞれの控除を廃止して、合算後に控除すべきである。

c. 年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮すべきである。

d. 年金制度改革により支給停止制度を止め、年金所得と給与所得を合算して課税所得として取り扱う事を提案する。低所得者対策は全体の所得や保有資産等、置かれている状況を考慮して全体から控除する税制の検討を要望する。

e. 支給停止制度ができない間は、停止した分を公的機関への寄付などと同様な控除制度を盛り込む事を要望する。

f. 遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人と不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

(5) 住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせるよう要望する。また、居住している住宅の特定のリフォームを行った場合も住宅ローン控除の対象になるが、内容に関係なく住宅ローン控除を認めるよう要望する。

(6) 復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(7) 災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を7年に延長することを要望する。

(8) 所得税の再分配効果をもっと高めるため、「所得控除」ではなく「税額控除」制度を採用した抜本的な改革を求める。

(9) 事業用不動産の譲渡損失について

確定申告を行う事業者について、業務用不動産に係る譲渡損失があるときは、これを他の各所得の金額から控除（損益通算）できるように要望する。

(10) 金の売却時控除額について

現在は購入時の金額等が証明できない時は、売却時の5%がみなし購入費用として控除できることとなっているが、直近10年間の最安値などと改めるよう要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1) 相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、従前の5,000万円プラス一人当たり1,000万円×法定相続人数の水準までに戻すことを要望する。

(2) 事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

また、特例措置の「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末までに延長されているが、特例措置の適用期限である10年までに延長すること。

さらに、円滑な事業承継は中小企業にとって永続的な課題であることを踏まえ、特例措置の期限後の令和10年1月以降、事業承継税制一般措置について、次のように拡充を求める。

- a. 対象株式の拡大
- b. 納税猶予割合の拡大
- c. 後継者の人数の拡大

(3) 非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

(4) 相続時精算課税制度について

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、特別控除2,500万円の対象外となった。

この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。ただ、特別控除の非課税枠は引き上げるよう要望する。

また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価の低い方を選択適用できるように要望する。

(5) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的には

あるが、7年に延長された。

今後、我が国の死亡数は増加傾向にあるとの推計が出ており、相続税の申告件数も増加することが予測されている中において、累積期間をいたずらに延長することは、相続税の申告事務を複雑化させ適正な申告及び納税に大きな影響を及ぼしかねないため、この制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

(6) 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について

「直系尊属からの住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」が実施されたが、本制度は住宅取得を計画する対象者において貴重な非課税措置であり、制度の恒久化と非課税制度額の増額を要望する。

(7) 相続時の株式等評価について

株式の評価は3通りほどあるが、実際に売却する際に含み益がある場合にはその益金に課税される。これは現金の相続と比べ不利な状態である。よって相続評価で売却した場合の手取り額を株式の評価と改めることを要望する。

4. 地方税制のあり方

(1) 土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2) 償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

廃止するまでの間、法人税制と地方税制との乖離をなくすことを要望する。

少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとすべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3) 固定資産税の見直し

- a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率を引き下げ、標準税率を1%程度とするとともに、固定資産税の税率を現在は再建築価格を3年に1回算定していて、残存償却率も3年ごとにしか変わらない。シンプルに購入価格を基準とし、償却率も毎年見直すことを提案したい。
なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直すよう要望する。
- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。
よって、評価方法を収益還元価格等で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。
- d. 新築住宅に係る固定資産税は、新築後の一定期間、家屋の固定資産税が2分の1となる特例が令和8年3月31日まで延長されたが、同制度の恒久適用化を要望する。
更に、昨今問題視されている空き家問題にも対応できるよう中古住宅の利用促進のために、一定要件を満たした中古住宅にも適用化を要望する。
- e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。
また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるのにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

h. 耐震改修促進税制については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

i. 国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。

j. 現在建物の固定資産評価は3年ごとに見直しとなっているが、評価率だけは毎年見直しすることとする。

(4) 地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となる。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本の見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(5) 地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。また、徴税・納税手続きの効率化のため、国税との一本化についても検討することを要望する。

(6) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などで

はなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

更に、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(7) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

(8) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(9) 法定外目的税及び超過課税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいいい難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならない。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

また、住民税・事業税等で行われている超過課税についても安易な導入を避け、地震対策等への限定を法令に明記することを要望する。

(10) 電子申告納税制度の利便性の充実

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要望する。また国税のe-Taxと地方税のeLTAXの統合や、法人を識別する番号を法人番号へ一本化するなど、ロードマップを作成し、計画的に電子申告納税制度の拡充が図られることを要望する。

(11) ふるさと納税制度の運用の改善

ふるさと納税制度による寄附先を、個人が成人するまでに生誕し居住した都道府県及び市町村に限定するか、その場合に有利となるようふるさと納税制度の運用の改善を要望する。

(12) 自動車関係諸税

自動車の環境性能の向上と、今後のEV化の進展に向け自動車税制全般を簡素化・負担軽減化の観点から見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築を図り、新たなモビリティ社会に向けた税体系とするよう要望する。

5. 消費税制のあり方

(1) 消費税について

消費税率10%の引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担などの問題も多く、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証することを要望する。

(2) インボイス制度の導入について

インボイス方式への切り替えが実施されてきたが、企業にとっては、インボイス導入により区分経理処理など事務的な負担、また新たな事務機器等の導入、システム変更などによる金銭面での負担が増加している。

負担軽減のための新たな対策を強く要望する。

更に免税事業者から課税事業者に転換した場合に利用できる「2割特例（インボイス制度に伴う特例）」は令和8年9月までとなっており、以後の会計処理負担、納税負担が大きくなる可能性が高いため期限の延長もしくは新たな対策を要望する。

(3) 住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(4) 消費税の滞納防止について

消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

(5) 簡易課税制度のみなし仕入率について

簡易課税制度は中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであるが、のみなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っており益税が発生している。公平性の観点から、仕入率を実際の課税仕入率の水準に近づけるよう要望する。

6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。

とくに、文書課税は即刻廃止することを要望する。

7. 環境税のあり方

令和6年度から森林整備や森林保護の財源として導入された森林環境税だが、既に独自に導入している多くの自治体にとっては、地方税にも同じく森林保全に関する独自課税があり、二重課税にならないよう要望する。

また、森林環境譲与税は、譲与基準の一部見直しが行われたが、整合性と使いみちや目的についてはまだまだ満足のいくものではない。更なる見直しを強く要望する。

8. マイナンバー制度の運用

カードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

(1) カードを利用した場合の利便性及びメリットを拡充し、広く周知すること。

(2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。

(3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。

9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令を早期に改定するよう強く要望する。

第三 個別事項

1. 法人税

(1) 交際費について、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。
- b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

(2) 引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給与引当金及び賞与引当金について、損金算入の復活を要望する。

(3) 資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。
現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。
- c. 災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨いだ場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(4) 減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。

- c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5) 貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6) 電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(7) リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(8) 相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げること。

(9) 不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(10) 法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(11) 法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(12) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

(13) 欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。

(14) 適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(15) 繰延消費税の全額即時償却

控除対象外消費税のうち一つの資産に係る金額が 20 万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5 年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。

(16) 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、従業員の賃金等の総支給額が前年度よりも増加している事が適用要件ではあるが、従業員が減少した場合など一人当たりの賃金等の総額が増加している場合にも適用出来るように見直しを要望する。

また、従業員の訓練費用増加による上乗せ要件は、研修に参加するための費用に交通費・必要宿泊費の加算を認めるように要望する。

(17) 会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(18) 法人税が一度課されている内部留保（利益剰余金）に対しては、課税されないことを要望する。

2. 所得税

(1) 諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

a. 基礎控除は、憲法 25 条第 1 項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。令和 7 年度改正により基礎控除額 58 万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるので更に増額すべきである。

b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第 2 子以降の年少者扶養控除を再設定すること。

c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を 5 万円（現行 10 万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を 300 万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。さらに、予防接種の費用を医療費控除の対象に含めること。

d. 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。

e. 結婚・出産への支援

少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、例えば、結婚後5年間は所得税を非課税とすることなど、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。

f. 現状、介護保険法の要介護認定を受けられただけでは障害者控除の対象とならないことから、在宅介護における負担軽減及び認定手続きの負担軽減を目的として、介護保険法の要介護3以上の認定を受けた者についても特別障害者の対象とするよう要望する。

g. 所得税法においては給与所得者に対し特定支出の控除の特例（所得税法第57条の二）が認められているが、その範囲は「職務に直接必要な技術や知識、資格の取得費用」として給与支払者の認めたものに限定されている。転職を前提とした教育の支出に対応するものが無いため、同支出についても給与所得者の特定支出の控除の特例に加えることを要望する。

(2) 給与所得者の申告について次を要望する。

a. 令和4年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に加え、「総資産10億円以上」に該当する者も財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。

b. 主たる給与以外の確定申告不要の所得限度額を現行の20万円以下から40万円以下に引き上げること。

(3) 確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4) 源泉所得税に関する事項として次を要望する。

a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定する

こと。

b. 長年据え置かれている所得税基本通達 36-38 の 2（食事の支給による経済的利益はないものとする場合）のただし書きの 3,500 円を 5,000 円に増額すべきである。

c. 所得税法 204 条 1 項 2 号に掲げる報酬又は料金については、小規模事業者の場合、納税事務負担の軽減目的で、所得税法 216 条により納期の特例の適用対象とされている。所得税法 204 条 1 項 1 号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項 2 号の報酬又は料金と発生の頻度や金額等の多寡等が類似していると考えられるため、同様に納期の特例の対象とすること。

(5) 不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の 5 % から 20 % に引き上げること。

更に、低未利用土地の譲渡に限定することなく 100 万円の特別控除を復活すること。

b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。

c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の 3,000 万円を 6,000 万円に引き上げること。

d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の 5,000 万円から 1 億円に引き上げること。

e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の 3 年から 5 年に延長すること。

f. 個人事業所得等の損失の補填を目的として生じた経営者個人の土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めるよう要望する。

g. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。

h. 低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が令和7年12月31日までとなるため期限の延長を要望する。

また、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられたが、更に1,500万円以下まで引き上げることを要望する。

(6) 譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰越控除の期間を法人の欠損金繰越控除期間相当に延長することを要望する。

また、土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の繰越控除も認めることを要望する。

(7) 不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9) 通勤手当の非課税限度額が交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。交通機関を利用した通勤が困難で自動車の利用が合理的な地域もあるため、通勤距離による限度額だけでなく交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。

(10) 貯蓄から投資への流れを促進するため、上場株式等に係る譲渡損失について、現行3年間の繰越控除が認められているが、これを5年間に延長すること。

(11) 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること。

(12) 使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。

b. 深夜勤務に対する食事代負担額の非課税基準を1,000円に引き上げること。

(13) 年の途中で死亡した人の場合は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に生前所得の申告と納税をしなければならないが、相続人が被相続人と同居していない場合（遠隔地に居住していればなおさら）、短期間に相続財産や被相続人の生前所得等を把握することは困難なことが多く、相続財産を確定させる段階で被相続人の生前所得が明らかになることも多い。したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限まで延長することを要望する。

(14) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対応する相続税額の加算）の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

3. 相続税・贈与税

(1) 婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。

(2) 居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3) 相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4) 法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、年60万円に引き上げること。

また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円まで引き上げること。

(5) 法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。

b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。

c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。

d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。
また、その際には何等条件を設けないこと。

(7) 相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(8) 贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(9) 夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(10) 納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すること。

(11) 相続により取得した上場株式および不動産の売却時の取得価格については、相続により取得した時の価格をベースとするべきである。

4. 地方税

(1) 法人・個人住民税について次を要望する。

a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。

b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。

c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

d. 非上場株式の少額配当は、所得税では申告不要制度を選択できるが、個人住民税では申告を要する。所得税と個人住民税における差異を解消し、個人住民税においても申告不要制度を選択できるよう措置を講ずること。

e. 個人住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、賦課期日前に出国した個人において出国前に不動産や株式等の譲渡所得が生じた場合、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。当該不公平を解消するような措置を講ずること。

f. 一箇所からのみ給与を得ている所得者でその給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税においては申告不要とされていることと同様に住民税も申告不要とするべきである。

(2) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

(3) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(4) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(5) 法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。

なお、当該措置を講ずるまでは、12月決算法人の申告期限を2月まで延長すること。

(6) 地方税においては欠損金の繰戻し制度がないことから、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度を創設すること。

(7) 入湯税・宿泊税については、使用を目的以外に使わないこと。また、税額を安易に上げないこと。

(8) 空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正等、空き家対策が進められているが、住宅用地特例が受けられなくなっている空き家の撤去や整地を行った際に、撤去・整地を行った年の前年に遡って前年・当年の２年間住宅用地特例を適用できるものとして、既納付分の差額の還付申請を可能とする等、税制面でも空き家の撤去がしやすい環境を整備すること。

(9) 企業版ふるさと納税は時限的な特例措置となっているが、地域の活性化のため、対象となる地域再生計画の範囲を拡充した上で恒久化することを要望する。

５．消費税

(1) ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

(2) 簡易課税の選択については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

(3) 年税額ごとに決められている消費税の納付回数の細分化を選択できるよう要望する。

６．印紙税等

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

(1) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の５万円未満から１０万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を５万円未満に引き上げること。

(2) 消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律２００円にすること。

(3) 継続的な取引の基本となる契約書（第７号文書）に関しては、非課税（現行４，０００円）とすること。

(4) 法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

(5)「不動産の譲渡に関する契約書」および、「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置を、恒久的な措置とするよう要望する。

(6)請負に関する契約書（第２号文書）のうち軽減税率の対象となる請負契約に、建設工事に該当しない建物の設計、機械の保守、船舶の建造または家具・機械等の製作等のみを定める請負契約書についても対象とすること。

以上

理 念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

キャッチフレーズ

めざします

企業の繁栄と社会への貢献

